

#### IV 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

##### 〈1〉まちづくり分野

##### 1. 都市計画等

##### (1) 市街化区域及び市街化調整区域

(単位：ha)

種 類	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面 積	1,007.8	974.8	33.0

(注) 市街化調整区域：隅田川のみ  
令和5年4月28日現在

都市計画課

##### (2) 地域地区

(単位：ha)

用 途 地 域		用 途 地 域 以 外 の 地 域 地 区			
種 類	面 積	種 類		面 積	
第一種低層住居専用地域	－	特 別 用 途 地 区	特別工業地区	特別工業地区	2.0
第二種低層住居専用地域	－		文 教 地 区	第一種文教地区	115.7
第一種中高層住居専用地域	113.5			第二種文教地区	9.5
第二種中高層住居専用地域	3.8		中高層階住居専用地区	第二種中高層階住居専用地区	71.6
第一種住居地域	80.1	高 度 地 区	第三種高度地区		222.1
第二種住居地域	3.1		最低限高度地区		35.3
準住居地域	－	高度利用地区			0.7
田園住居地域	－	特定街区			1.0
近隣商業地域	95.6	防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域		防火地域	763.5
商業地域	670.3			準防火地域	211.3
準工業地域	8.4	風 致 地 区	第二種風致地区		102.0
工業地域	－	駐 車 場 整 備 地 区			460.0
工業専用地域	－	特 別 緑 地 保 全 地 区			6.5
計	974.8				

(注) 令和5年4月28日現在

都市計画課

##### (3) 都市施設

都市施設は、道路、公園等当該都市における住民の活動にあたって必要不可欠な基本的施設で、当該都市構築の骨格をなすものであり、都市計画法第11条各号に掲げられた施設をいう。

都市施設が都市計画決定されたとき、これを都市計画施設といい、同法上、計画区域内における建築の規制が行われる。

##### ア. 都市計画道路

(単位：m)

道 路 種 別		放 射 線	環 状 線	補 助 線	歩 行 者 道	合 計
総 延 長		11,122 (6,300 m <sup>2</sup> )	4,323	25,119	670	41,234 (6,300 m <sup>2</sup> )
内 訳	完 成 延 長	8,981 (6,300 m <sup>2</sup> )	2,078	21,510	670	33,239 (6,300 m <sup>2</sup> ) 完成率 80.6%
	道 路 事 業 中 延 長	0	1,170	0	0	1,170
	未着手(現道あり)延長	2,141	698	3,482	0	6,321
	未着手(現道なし)延長	0	377	127	0	504

(注) ( ) 内は、放射28号線交通広場

出典：台東区都市づくりのための基礎資料(平成31年3月)

都市計画課

イ. 都市計画公園

(単位：ha)

種 別	計 画 決 定		(供 用)		摘 要
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	
街 区 公 園	36	6.83	36	6.83	
風 致 公 園	1	41.04	1	10.40	(隅田川公園)
特 殊 公 園	2	84.55	2	55.67	(上野公園、旧岩崎邸公園)
合 計	39	132.42	39	72.90	

(注) 街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 都市計画課、公園課  
 風致公園：主として風致の享受を目的とする都市公園  
 特殊公園：一般公園のうち、総合公園・運動公園・風致公園以外の都市公園

2. 住宅施策等

(1) 公共住宅の供給実績

ア. 高齢者住宅

(単位：戸)

年 度	30	元	2	3	4
高 齢 者 住 宅	284	284	283	283	283

(注) 各年度末現在 住宅課

イ. 従前居住者用住宅

(単位：戸)

年 度	30	元	2	3	4
従 前 居 住 者 用 住 宅	14	12	11	10	9

(注) 各年度末現在 住宅課

(2) 良好な住環境の整備実績 [行政計画]

(単位：戸)

年 度	30	元	2	3	4
住まいの共同化と安心建替え支援制度 (住まいの安心建替え助成、 三世代住宅助成、共同化助成)	2	6	1	3	6

地域整備第三課、住宅課

(3) 住宅修繕融資あっせん状況

年 度	30	元	2	3	4
件 数 (件)	5	4	4	5	6
あっせん額 (万円)	1,024	972	1,060	1,554	837

住宅課